

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年11月14日

【中間会計期間】 第25期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

【会社名】 エン・ジャパン株式会社

【英訳名】 en Japan Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鈴木 孝二

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

【電話番号】 03(3342)4506

【事務連絡者氏名】 管理本部長 高橋 康正

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

【電話番号】 03(3342)4506

【事務連絡者氏名】 管理本部長 高橋 康正

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第24期 中間連結会計期間	第25期 中間連結会計期間	第24期
会計期間	自 2023年4月1日 至 2023年9月30日	自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
売上高 (百万円)	33,079	32,512	67,661
経常利益 (百万円)	1,344	2,139	5,369
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益 (百万円)	775	5,194	4,196
中間包括利益又は包括利益 (百万円)	1,466	5,939	4,649
純資産額 (百万円)	28,898	35,246	32,161
総資産額 (百万円)	44,780	53,419	48,974
1株当たり中間(当期) 純利益金額 (円)	18.84	127.18	102.38
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	18.49	124.71	100.52
自己資本比率 (%)	63.8	64.9	64.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,496	3,211	6,430
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,447	2,154	4,060
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	7,855	3,021	7,855
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	16,878	21,845	19,178

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、「株式給付信託(J-E S O P)」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有している当社株式を、控除対象の自己株式に含めて算定しております。

#### 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1) 経営成績の状況

(単位：百万円)

	2024年3月期 中間連結会計期間	2025年3月期 中間連結会計期間	増減	増減率
売上高	33,079	32,512	566	1.7%
営業利益	1,081	2,380	1,299	120.1%
経常利益	1,344	2,139	795	59.2%
親会社株主に帰属する 中間純利益	775	5,194	4,419	570.1%

当社は当中間連結会計期間において、中期経営計画の方針に沿い投資事業と定めたHR-Tech engage、人財プラットフォームを中心に積極的な事業展開をおこなってまいりました。投資事業は中期経営計画を上回る順調な進捗であった一方、国内既存事業における組織統合や海外における事業環境の影響により、連結売上高は32,512百万円（前年同期比1.7%減）となりました。

また、投資事業及び求人サイトの効率化による広告宣伝費の減少等の結果、営業利益は2,380百万円（前年同期比120.1%増）、経常利益は2,139百万円（前年同期比59.2%増）となりました。株式会社タイミー株式の売却により投資有価証券売却益5,437百万円を特別利益に計上した結果、親会社株主に帰属する中間純利益は5,194百万円（前年同期比570.1%増）となりました。

#### (HR-Tech engage)

HR-Tech engageでは継続的な広告宣伝費投資により、求職者会員数と有料求人数が伸長し増収となりました。費用については広告宣伝費が投資効率の向上により前年比で大幅に減少しました。

その結果、売上高は4,434百万円（前年同期比45.3%増）、営業損益は1,618百万円の損失計上（前年同期は2,464百万円の損失計上）となりました。

#### (人財プラットフォーム)

人財プラットフォームではこれまでの積極的な投資により利用企業数と求人数が順調に伸び、増収となりました。費用については広告宣伝費の効率化が進んだことから、前年比で減少しました。

その結果、売上高は4,130百万円（前年同期比17.8%増）、営業損益は601百万円の利益計上（前年同期は262百万円の損失計上）となりました。

#### (国内求人サイト)

engageとの組織統合に伴い、エン転職の集中領域を絞ったことで減収となったものの、人件費の削減や広告宣伝費の効率化が進みました。

その結果、売上高は12,423百万円（前年同期比12.1%減）、営業損益は3,393百万円の利益計上（前年同期比2.5%減）となりました。

(国内人材紹介)

人材紹介は昨年減収であったエンワールドジャパンの組織体制が強化され、増収となっております。費用についてはエンエージェントにおいて事業強化を目的とした人員増加を図ったことにより人件費が増加しております。

その結果、売上高は5,036百万円(前年同期比0.8%増)、営業損益は20百万円の損失計上(前年同期は617百万円の利益計上)となりました。

(国内その他)

国内その他は営業支援事業を展開するエンSXが大幅成長し増収となりました。また、営業利益は採用管理システムを販売するゼクウが牽引しております。

その結果、売上高は2,417百万円(前年同期比46.4%増)、営業損益は336百万円の利益計上(前年同期は21百万円の損失計上)となりました。

(海外/インドIT派遣)

インドIT派遣では米国IT企業によるレイオフの影響が継続し減収となりました。費用については派遣人員を調整するなどコストコントロールを継続しております。

その結果、売上高は3,751百万円(前年同期比15.8%減)、営業損益は203百万円の利益計上(前年同期比8.4%減)となりました。

(海外/ベトナム)

ベトナムは国内景気が底を打ち始めたものの、未だ求人需要は低調な状況が継続しております。費用については人件費などのコストコントロールを継続しつつも、景気回復局面を見据え適正化を図っております。

その結果、売上高は1,235百万円(前年同期比2.7%増)、営業損益は181百万円の利益計上(前年同期比42.4%増)となりました。

## (2) 財政状態の状況

### 資産・負債及び純資産の状況

当中間連結会計期間における資産合計は、前連結会計年度末に比べ4,445百万円増加し、53,419百万円となりました。

このうち流動資産は2,888百万円増加し、33,948百万円となりました。これは現金及び預金が3,314百万円増加し、その他に含まれる未収消費税等が311百万円減少したこと等によるものであります。また、固定資産は1,557百万円増加し、19,471百万円となりました。

負債合計につきましては、前連結会計年度末に比べ1,360百万円増加し、18,173百万円となりました。

このうち流動負債は1,219百万円増加し、15,349百万円となりました。これは未払法人税等が1,186百万円が増加し、未払金が738百万円減少したこと等によるものであります。また、固定負債は140百万円増加し、2,824百万円となりました。

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ3,085百万円増加し、35,246百万円となりました。これは主に配当金の支払3,023百万円、親会社株主に帰属する中間純利益の計上5,194百万円、為替換算調整勘定786百万円増加したこと等によるものであります。

### キャッシュ・フローの状況

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における営業活動のキャッシュ・フローは3,211百万円のプラス(前年同期は1,496百万円のプラス)となりました。これは、税金等調整前中間純利益7,530百万円、減価償却費1,310百万円、投資有価証券売却益5,437百万円、法人税等の支払額1,152百万円があったこと等によるものであります。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における投資活動のキャッシュ・フローは2,154百万円のプラス(前年同期は1,447百万円のマイナス)となりました。これは、投資有価証券の売却及び償還による収入5,608百万円があったこと等によるものであります。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における財務活動のキャッシュ・フローは3,021百万円のマイナス(前年同期は7,855百万円のマイナス)となりました。これは、配当金の支払額3,021百万円があったこと等によるものであります。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 第3 【提出会社の状況】

## 1 【株式等の状況】

## (1) 【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	187,200,000
計	187,200,000

## 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2024年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2024年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	49,716,000	49,716,000	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数は100株であります。
計	49,716,000	49,716,000		

(注) 提出日現在の発行数には、2024年11月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2024年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 75
新株予約権の数(個)	1,425(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式142,500(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注2)
新株予約権の行使期間	2024年7月13日～2037年7月12日(注3)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,394 資本組入額 1,197 (注4)
新株予約権の行使の条件	当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあることを条件として、新株予約権を行使することができる。 (注3) その他の条件は当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。 (注5)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注7)

新株予約権証券の発行時(2024年7月12日)における内容を記載しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権を割り当てる日以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができます。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
3. 割当契約書により、権利行使期間及び行使条件については、下記のとおり変更されております。  
権利行使期間：2024年7月13日から2037年7月12日まで  
行使条件： 新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし当社都合により当社又は当社の関係会社以外の役員又は従業員になった場合、権利行使を認める。  
新株予約権者が、個々に設定されている業績目標等を達成することを要する。  
なお、上記 及び の条件の詳細及びその他の条件は割当契約書に定めるところによる。
4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
  - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
6. 新株予約権の取得条項  
以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
  - (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
  - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
  - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
7. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針  
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
  - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1.に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数をして得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記3.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記3.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記4.に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
上記6.に準じて決定する。
  - (9) その他の新株予約権の行使の条件

下記 8 . に準じて決定する。

8 . その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあることを条件として、新株予約権を行使することができる。なお、当該新株予約権の割り当て後、割当契約書別紙 3 にて定める評価指標の実績値の確定までに当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した場合は、原則として、当該地位喪失の時点をもって新株予約権を放棄するものとする。
- (2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、上記 3 . の期間内において、以下に定める場合(ただし、上記 7 . に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、以下に定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合)  
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 当社は、割当契約書及び割当契約書別紙にて定める数値目標の達成度合いに応じて行使することができる新株予約権の数の算定方法等を当社取締役会において定め、新株予約権者は、当該数値目標の達成度合いに応じた数の新株予約権のみを行使することができるものとする。また、その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2024年4月1日～ 2024年9月30日		49,716,000		1,194		2,678

## (5) 【大株主の状況】

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に 対する所有 株式数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号	5,017,000	12.28
越智 通勝	東京都港区	4,383,900	10.73
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	4,383,200	10.73
一般財団法人エン人材教育財団	東京都新宿区舟町4番4号	3,060,000	7.49
有限会社えん企画	東京都新宿区舟町4番4号	2,184,800	5.35
有限会社エムオー総研	京都府京都市左京区下鴨萩ヶ垣内町40番地5	1,487,000	3.64
越智 明之	東京都新宿区	1,475,200	3.61
HOST-PLUS PTY LTD-HOSTPLUS POOLED SUPERANNUATION TRUST- PARADICE GLOBAL SMALL CAPS (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ)	LEVEL 9, 114 WILLIAM STREET, MELBOURNE VICTORIA 3000 (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	698,300	1.71
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U.S.A (東京都港区港南二丁目15番1号)	589,230	1.44
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U.S.A (東京都港区港南二丁目15番1号)	577,300	1.41
合計		23,855,930	58.40

(注)1. 上記の他、自己株式が8,864,424株ありますが、明細より除いております。なお、自己株式数には、2024年9月30日現在において株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する2,278,800株を含めております。

2. 2024年7月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に関する変更報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者である日興アセットマネジメント株式会社が、2024年6月28日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2024年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書に関する変更報告書の内容は、以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
三井住友トラスト・アセット マネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	1,519,000	3.06
日興アセットマネジメント株式 会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	494,200	0.99
合計		2,013,200	4.05

3. 2024年9月24日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に関する変更報告書において、みずほ信託銀行株式会社及びその共同保有者であるアセットマネジメントOne株式会社が、2024年9月13日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2024年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書に関する変更報告書の内容は、以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
みずほ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	2,282,000	4.59
アセットマネジメントOne株式 会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	1,786,600	3.59
合計		4,068,600	8.18

## (6) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式(自己保有株式) 8,864,400	22,788	(注)1
完全議決権株式(その他)	普通株式 40,843,600	408,436	(注)2
単元未満株式	普通株式 8,000		
発行済株式総数	49,716,000		
総株主の議決権		431,224	

(注)1. 「完全議決権株式(自己株式等)」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が6,585,600株及び株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する2,278,800株が含まれております。

2. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,400株含まれております。また、「議決権の数」には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数24個が含まれております。

## 【自己株式等】

2024年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) エン・ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿 六丁目5番1号	6,585,600	2,278,800	8,864,400	17.83
合計		6,585,600	2,278,800	8,864,400	17.83

(注) 他人名義で所有している理由等

所有理由	名義人の氏名又は名称	名義人の住所
「株式給付信託(J-E S O P)」 制度の信託財産として拠出	株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】  
(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	21,768	25,083
受取手形、売掛金及び契約資産	6,017	5,930
有価証券	2,000	2,000
その他	1,566	1,279
貸倒引当金	292	345
流動資産合計	31,060	33,948
固定資産		
有形固定資産	1,019	841
無形固定資産		
ソフトウェア	6,617	7,328
のれん	1,847	1,806
その他	892	876
無形固定資産合計	9,357	10,011
投資その他の資産		
投資有価証券	3,621	4,491
関係会社株式	562	587
長期貸付金	925	923
その他	2,890	3,085
貸倒引当金	461	468
投資その他の資産合計	7,537	8,618
固定資産合計	17,914	19,471
資産合計	48,974	53,419
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	841	1,198
未払金	4,117	3,379
未払法人税等	1,302	2,488
賞与引当金	1,149	1,263
役員賞与引当金	38	24
前受金	4,768	5,343
その他	1,911	1,650
流動負債合計	14,129	15,349
固定負債		
退職給付に係る負債	187	257
株式給付引当金	535	579
資産除去債務	208	208
その他	1,752	1,778
固定負債合計	2,683	2,824
負債合計	16,813	18,173

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,194	1,194
資本剰余金	489	490
利益剰余金	43,696	45,867
自己株式	14,993	14,983
株主資本合計	30,388	32,569
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	247	203
為替換算調整勘定	1,119	1,905
その他の包括利益累計額合計	1,367	2,109
新株予約権	395	554
非支配株主持分	10	13
純資産合計	32,161	35,246
負債純資産合計	48,974	53,419

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】  
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
売上高	33,079	32,512
売上原価	6,949	6,447
売上総利益	26,130	26,065
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 25,049	<sup>1</sup> 23,685
営業利益	1,081	2,380
営業外収益		
受取利息	117	116
受取配当金	0	-
持分法による投資利益	69	47
為替差益	104	-
投資事業組合運用益	0	-
その他	27	21
営業外収益合計	319	184
営業外費用		
支払利息	53	13
支払手数料	-	332
投資事業組合運用損	-	33
為替差損	-	41
貸倒引当金繰入額	-	1
その他	3	2
営業外費用合計	56	425
経常利益	1,344	2,139
特別利益		
固定資産売却益	0	0
投資有価証券売却益	67	<sup>3</sup> 5,437
関係会社株式売却益	111	-
特別利益合計	179	5,437
特別損失		
固定資産売却損	0	6
固定資産除却損	15	2
投資有価証券評価損	6	0
特別調査費用	<sup>2</sup> 295	-
リース解約損	-	37
特別損失合計	317	46
税金等調整前中間純利益	1,206	7,530
法人税、住民税及び事業税	380	2,334
法人税等合計	380	2,334
中間純利益	826	5,195
非支配株主に帰属する中間純利益	51	1
親会社株主に帰属する中間純利益	775	5,194

## 【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
中間純利益	826	5,195
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	102	44
為替換算調整勘定	537	787
その他の包括利益合計	640	743
中間包括利益	1,466	5,939
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	1,402	5,935
非支配株主に係る中間包括利益	64	3

## (3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前中間純利益	1,206	7,530
減価償却費	1,130	1,310
のれん償却額	187	206
貸倒損失	11	0
特別調査費用	295	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	13	31
賞与引当金の増減額(は減少)	21	114
役員賞与引当金の増減額(は減少)	23	14
受取利息及び受取配当金	118	116
支払利息	53	13
為替差損益(は益)	41	8
持分法による投資損益(は益)	69	47
投資事業組合運用損益(は益)	0	33
投資有価証券売却損益(は益)	67	5,437
投資有価証券評価損益(は益)	6	0
関係会社株式売却損益(は益)	111	-
固定資産売却損益(は益)	0	5
固定資産除却損	15	2
売上債権の増減額(は増加)	771	378
仕入債務の増減額(は減少)	375	327
未払金の増減額(は減少)	1,796	764
前受金の増減額(は減少)	477	489
その他	143	181
小計	1,728	4,256
利息及び配当金の受取額	68	106
利息の支払額	53	13
法人税等の支払額	451	1,152
法人税等の還付額	499	14
特別調査費用の支払額	295	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,496	3,211
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	302	1,138
定期預金の払戻による収入	864	853
有形固定資産の取得による支出	60	17
有形固定資産の売却による収入	0	1
無形固定資産の取得による支出	1,934	1,969
投資有価証券の取得による支出	6	1,140
投資有価証券の売却及び償還による収入	168	5,608
敷金及び保証金の差入による支出	0	38
敷金及び保証金の回収による収入	10	-
保険積立金の積立による支出	3	4
関係会社株式の取得による支出	22	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	160	-
その他の支出	2	-
その他の収入	0	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,447	2,154

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
自己株式の取得による支出	4,130	0
配当金の支払額	3,143	3,021
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	581	-
その他の収入	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,855	3,021
現金及び現金同等物に係る換算差額	299	320
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	7,506	2,666
現金及び現金同等物の期首残高	24,384	19,178
現金及び現金同等物の中間期末残高	16,878	21,845

【注記事項】

(会計方針の変更等)

当中間連結会計期間  
 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる中間連結財務諸表に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当中間連結会計期間の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前中間連結会計期間及び前連結会計年度については遡及適用後の中間連結財務諸表及び連結財務諸表となっております。これによる前中間連結会計期間の中間連結財務諸表及び前連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(中間連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
給与手当	5,485百万円	5,749百万円
広告宣伝費	10,130百万円	8,082百万円
業務委託費	1,092百万円	1,068百万円
貸倒引当金繰入額	11百万円	43百万円
賞与引当金繰入額	1,117百万円	1,187百万円
役員賞与引当金繰入額	24百万円	26百万円
株式給付引当金繰入額	51百万円	50百万円
退職給付費用	111百万円	86百万円

2 特別調査費用

前中間連結会計期間において、当社連結海外子会社(中国現地法人)であった英才網聯(北京)科技有限公司の総経理による不適切な行為の取引に関する特別調査委員会による調査費用等を計上しております。

3 投資有価証券売却益

株式会社タイミーの株式売却により投資有価証券売却益を計上しております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
現金及び預金	18,096百万円	25,083百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	3,217百万円	5,238百万円
有価証券勘定のうち現金同等物に該当する残高	2,000百万円	2,000百万円
現金及び現金同等物	16,878百万円	21,845百万円

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,143百万円	70.1円	2023年3月31日	2023年6月28日	利益剰余金

(注) 2023年6月27日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金162百万円が含まれております。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、2022年8月10日付で会社法第370条及び当社定款第25条に基づく取締役会の書面決議により、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。この結果、当中間連結会計期間において、自己株式が4,130百万円増加し、当中間連結会計期間末において自己株式が15,001百万円となっております。

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	3,023百万円	70.1円	2024年3月31日	2024年6月27日	利益剰余金

(注) 2024年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金161百万円が含まれております。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの事業セグメントは、人材サービス事業のみの単一セグメントであり、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

売上高	前中間連結会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
HR-Tech engage	3,051	4,434
人財プラットフォーム	3,506	4,130
国内	20,791	19,877
海外	6,141	5,046
調整額	411	976
外部顧客への売上高	33,079	32,512

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	18円84銭	127円18銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益金額(百万円)	775	5,194
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益金額(百万円)	775	5,194
普通株式の期中平均株式数(株)	41,147,188	40,840,723
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	18円49銭	124円71銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 中間純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	772,283	808,674
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、「株式給付信託( J - E S O P )」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有している当社株式を、控除対象の自己株式に含めて算定しております。(前中間連結会計期間2,307,800株、当中間連結会計期間2,278,800株)

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年11月14日

エン・ジャパン株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 湯川 喜雄

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松尾 絹代

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているエン・ジャパン株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エン・ジャパン株式会社及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。